

第8次鳥取県栽培漁業基本計画策定協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第8次鳥取県栽培漁業基本計画策定協議会(以下「協議会」という。)に関し運営に必要な事項を定めるものとする。

(調査審議する事項)

第2条 協議会は、第8次鳥取県栽培漁業基本計画の策定に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針に基づく栽培漁業基本計画に関すること。
- (2) その他目的の達成に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員9名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 漁業者・養殖業者及び漁協関係者
- (2) 消費関係者
- (3) 学識関係者

2 委員の任期は令和3年10月29日から令和4年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の開催は、協議会の事務局の長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、鳥取県農林水産部水産振興局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行する。

委員

区分	所属	氏名
漁業者・養殖業者 及び漁協関係者	鳥取県漁業協同組合浜村支所運営委員長	田渕 孝則
	鳥取県漁業協同組合淀江支所海藻部 部長	岩光 亮
	鳥取県漁業協同組合福部支所 漁業者	今嶋 裕子
	株式会社タシマボーリング地下海水井戸陸上養殖センター長	田島 美佳
	鳥取県漁業協同組合本所 漁政指導課主任	北嶋 理恵
	田後漁業協同組合総務指導課指導・利用係長	吉澤 一城
	赤碕町漁業協同組合総務課長	中西 剛
消費関係者	特定非営利活動法人コンシューマーズサポート鳥取 消費生活相談員	草野 規子
学識経験者	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 准教授	太田 太郎

事務局

氏名	所属	その他
國米 洋一	鳥取県農林水産部水産振興局 局長	座長
細本 誠	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長	
宮永 貴幸	鳥取県農林水産部水産振興室 室長	
門脇 慧史	同 漁業振興担当水産技師	
氏 良介	鳥取県栽培漁業センター 所長	
丹下 菜穂子	同 養殖・漁場環境室 室長	
清家 裕	同 増殖推進室 室長	
金澤 忠佳	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 事務局長	
井上 正彦	同 増養殖指導科長及び生産科長	